

3. 住宅のバリアフリー化の推進

(1) 設計、設備の面で障害のある人に配慮した住宅の供給

ア 公共賃貸住宅のバリアフリー化の推進

新設される全ての公営住宅、都市再生機構賃貸住宅について、原則として障害のある人の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮し、バリアフリーを標準仕様としている。また、既設のものについても、建替えや改善を行うことによりバリアフリー化を進めている。

なお、障害のある人向けの公営住宅等の建設に当たっては、規模の大きなものや特別の設備を設置するものに対しては、工事費に係る助成の限度額を特例的に引き上げている。

イ 障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックの形成の推進

障害のある人等の利用に配慮した住宅ストックを形成するため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）により、身体機能が低下した場合にも住み続けられるような住宅の設計上の配慮事項を示している。

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業におけるフラット35Sでは、バリアフリー性等が優れた住宅について、融資金利の引下げを行っている。

(2) 住宅リフォーム

障害のある人等が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進し、障害のある人等の居住の安定の確保を図るため、障害のある人等が居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税額や固定資産税額を軽減する特例措置を設けている。

また、長期優良住宅化リフォーム推進事業において、住宅の長期優良化に資するリフォームと併せて行うバリアフリーリフォームについても支援を行っている。

既存住宅ストックを障害のある人の生活や家族の介護に配慮した住みやすいものへと改修することが可能となるよう、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、バリアフリーリフォーム及び介護保険における住宅改修に関するテキストを作成し、増改築相談員の研修カリキュラムに盛り込んでいる。

住宅リフォームを行うに当たっては、住宅分野と保健福祉分野の連携による適切な相談体制の確立が必要である。このため、関係省庁間の密接な連携の下、国及び地方公共団体において、障害のある人が住みやすい住宅増改築、介護機器についての相談体制を整備している。

■ 図表4-3 障害のある人を含む障害世帯向け住宅建設戸数（公営住宅、都市再生機構賃貸住宅）

年度	公営住宅建設戸数	都市再生機構（旧公団）賃貸住宅の優遇措置戸数
2004年	132	2,157
2005年	128	1,282
2006年	107	1,663
2007年	66	686
2008年	70	537
2009年	102	674
2010年	97	387
2011年	83	144
2012年	36	213
2013年	20	103
2014年	59	67
2015年	54	183
2016年	49	36
2017年	31	32
2018年	46	244

注1：都市再生機構(旧公団)賃貸住宅の優遇措置戸数には、高齢者及び高齢者を含む世帯等に対する優遇措置戸数を含む。

注2：優遇措置の内容としては、当選率を一般の20倍(2008年8月以前は10倍)としている。

資料：国土交通省

4. 建築物のバリアフリー化の推進

(1) 官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく「建築物移動等円滑化誘導基準」に規定された整備水準の確保など、障害のある人をはじめ全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

(2) 人にやさしい建築物の整備

すべての人が利用しやすい建築物を社会全体で整備していくことが望まれており、デパート、ホテル等の多数の人々が利用する建築物を、障害のある人等が利用しやすくするためには、段差の解消、障害のある人等の利用に配慮したトイレの設置、各種設備の充実等を図る必要がある。

建築物のバリアフリー化を推進するため、「バリアフリー法」においては、出入口、通路、トイレ等に関する基準（建築物移動等円滑化基準）を定め、不特定多数の者が利用し、又は主として障害のある人等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して基準適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては基準適合の努力義務を課している。（2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、「移動等円滑化基準」に適合しているものの割合：約60%（2018年度末時点））

また、障害のある人等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、「建築物移動等円滑化誘導基準」を満たし、所管行政庁により認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）に対して支援措置等を講じている。

(3) バリアフリー法に伴う助成等

建築物のバリアフリー化を推進するため、上述の「建築物移動等円滑化基準」に基づき特定建築物の建築主等への指導・助言を行っている。

また、認定特定建築物等のうち一定のものについては、障害のある人等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）により支援している。

地方公共団体が行う、公共施設等のバリアフリー化についても支援している。

総務省では、地方公共団体が実施する公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業等について、2018年度から公共施設等適正管理推進事業債にユニバーサルデザイン化事業を追加し、地方財政措置を講じている。

(4) 表示方法の統一

ア 点字表示

多くの公共施設等で、点字による情報提供において、表示方法の混乱を避けつつ更なる普及を図るため、「高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備（JIS T0921）」を2006年に制定した。また、2009年には消費生活製品に関して、「高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－消費生活製品の操作部（JIS T0923）」を制定したが、規格を利用する際の利便性を向上させるため、2016年度にJIS T0923

をJIS T0921に統合し、JIS T0921を「アクセシブルデザインー標識、設備及び機器への点字の適用方法」へと改正した。

イ 案内用図記号

不特定多数の人々が利用する交通施設、観光施設、スポーツ文化施設、商業施設などの公共施設や企業内の施設において、文字や言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形「案内用図記号（JIS Z8210）」は、一見してその表現内容を理解できる、遠方からの視認性に優れている、言語の知識を要しないといった利点があり、一般の人だけでなく、視力の低下した高齢者や障害のある人、さらに外国人等でも容易に理解することができ、文字や言語に比べて優れた情報提供手段である。

JIS Z8210について、2015年5月には「ベビーカーが利用できる施設を表示する図記号」及び、「ベビーカーの使用を禁止する場合に表示する図記号」を追加し、併せて、当該図記号の使用方法を参考に記載するための改正を行った。また、2016年3月にも改正し、「土石流注意」等、2つの注意図記号及び「洪水／内水氾濫」等、5つの災害種別一般図記号を追加した。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機に外国人観光客の増加が見込まれることから、外国人観光客などにも、より分かりやすい図記号にするため、2017年7月に国際規格との整合化の観点から7つの図記号について変更するとともに、15種類の図記号及び外見からは障害があることが分かりにくい人が周囲に支援が求めやすくする「ヘルプマーク」の図記号を新たに追加した。その後も、2019年2月には「洋風便器」など3つのトイレ関連図記号を追加し、2019年7月には「AED(自動体外式除細動器)」「加熱式たばこ専用喫煙室」の図記号を追加した。

災害種別避難誘導標識システムについては、2014年9月に制定した「津波避難誘導標識システム」のJIS Z9097を基に、洪水、内水氾濫、高潮、土石流、崖崩れ・地滑り及び大規模な火事にも素早く安全な場所に避難することが可能になるように、避難場所までの道順や距離についての情報を含んだ標識を、避難場所に至るまでの道のりに一連のものとして設置する場合に考慮すべき事項について規定したJIS Z9098を2016年3月に制定した。また、同年10月にこれらをISO(国際標準化機構)に提案した。

ウ 公共トイレ、触知案内図

視覚障害のある人が、鉄道駅、公園、病院、百貨店などの不特定多数の人が利用する施設・設備等を安全で、かつ、円滑に利用できるようにするため、「高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置（JIS S0026）」、「高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法（JIS T0922）」及び「高齢者・障害者配慮設計指針－触覚情報－触知図形の基本設計方法（JIS S0052）」を制定している。

第4章第1節 4. 建築物のバリアフリー化の推進

／国土交通省

TOPICS

ホテル・旅館、観光地のバリアフリー化

ホテル・旅館のバリアフリー化については、2017年3月に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を改正し、国土交通省のホームページに公開した（URL：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html）。

本改正においては、車椅子利用者用客室だけでなく、一般客室におけるバリアフリー化も促進するため、バリアフリーに配慮した一般客室の設計標準を追加するとともに、既存客室の様々な制約を解決しながら改修を進めるため、合理的・効果的なバリアフリー改修方法を提示した。また、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害のある人等がより円滑にホテル・旅館を利用できる環境を整備するため、ホテル等のバリアフリー客室設置数の基準の見直しについて、2017年12月に設置した検討会において検討を開始し、2018年6月の取りまとめを踏まえ、2018年10月、「ホテル・旅館のバリアフリー客室基準」を改正した。さらに、ホテル・旅館におけるバリアフリー化を促進するため、2018年9月に「建築設計標準」の改正に向けた検討会を設置し、2019年3月に「建築設計標準」の改正を行った。また、2018年8月に「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成・公表した。

さらに、旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修の支援を実施した。

観光地のバリアフリー化については、観光地のバリアフリー情報の提供促進に向けて、バリアフリー評価指標を作成するとともに、観光地バリアフリー評価指標の普及及びバリアフリー情報の提供方法について具体的に示した「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を公表した。

【ホテル・旅館】

- ホテル・旅館における一般客室を含めた適切な対応を推進するため、2018年9月から、建築設計標準の見直しの検討を開始し、2019年3月に改正
- 宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアルを2018年8月に公表
- 旅館・ホテル等の宿泊事業者が実施する宿泊施設のバリアフリー化のための改修等を支援

建築設計標準の見直し

現状の課題

- ① 複数の車椅子利用者用客室に対するニーズ
- ② バリアフリー客室の稼働率が低い
- ③ バリアフリー客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ④ 多様なニーズ（広さ、設備、価格等）に対応した客室が不足
- ⑤ バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ⑥ 段差解消などの共用部のバリアフリー化やソフト面での対応が必要

主な改正事項

- 1 車椅子利用者用客室設置数の基準見直し（2018.10.19公布、2019.9.1施行）の反映**
 - 床面積2,000m²以上かつ客室総数50室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な車椅子利用者用客室の設置数を「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正
- 2 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加**
 - ホテル・旅館のバリアフリー化に向けた建築計画の手順・要点の充実
 - 車椅子利用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準とモデル例の見直し
 - 客室内又は共用廊下の段差解消による車椅子利用者用客室の改修モデルの追加
 - 開き戸又は引き戸の有効幅員等の解説の追加
- 3 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加**
 - 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫に関する配慮事項の追加
 - ホテル・旅館における共用部分の配慮事項の追加
- 4 新築・改修、ホテル・旅館、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加**
 - ホテル・旅館の優れた設計事例を選定し、幅広い設計情報等の提供（積極的なバリアフリー対応の取組方法、きめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながるバリアフリー改修、既存建物からの用途変更に伴うバリアフリー改修等）
 - ソフト面も含めたバリアフリー対応が充実されている事例紹介（情報伝達手段、貸し出し等）

【観光地】

- 観光地のバリアフリー情報提供促進について、観光地のバリアフリー評価指標の普及及び一元的な情報提供の実現に向け、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」を2019年4月に公表
- 観光事業者向け接遇マニュアルについて、2017年度に作成し、各業界の実施する研修等で活用できるよう公表

<観光地のバリアフリー情報提供の促進>

観光地の調査

拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査を実施し評価指標を作成。



「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」作成

<マニュアルの使い方>

- STEP1: バリアフリー情報・バリア情報が必要な状況や対象者のことを知る。
- STEP2: 施設のバリアフリー化の状況・バリア情報をセルフチェックする。
- STEP3: 対象施設の特性に応じたバリアフリー情報・バリア情報の提供を行う。
- STEP4: 定期的に情報のメンテナンス（情報収集・更新）を行う。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

補章

参考資料

TOPICS

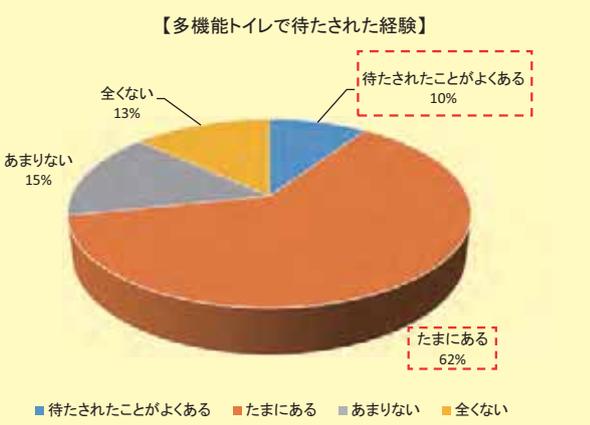
公共交通機関・建築物等のトイレのバリアフリー化

高齢者、障害のある人等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するためには、支障なくトイレを利用できる環境を整備することが重要である。このため、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正を2017年3月に行い、多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、施設の用途や利用状況を勘案し、必要な各設備（オストメイト用設備や乳幼児連れに配慮した設備等）を便所全体に適切に分散して配置することを促進している。

また、公共交通機関のトイレについても多機能トイレの機能分散を進めるため、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」(平成18年国土交通省令第111号)の改正及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」(旅客施設編)の改訂を2018年3月に行った。さらに、ハード整備と合わせた「心のバリアフリー」を推進する取組として、2017年度から「トイレの利用マナー啓発キャンペーン」を実施している。2019年度においては、公共交通事業者、空港ターミナル会社、高速道路会社、地方公共団体等の協力の下、ポスターの掲示やチラシの配布、公式ツイッターを活用したマナー啓発の声かけといったこれまでの取組に加え、地方運輸局主催のバリアフリー教室の1コマとして、トイレの利用マナー啓発講座を開催した。

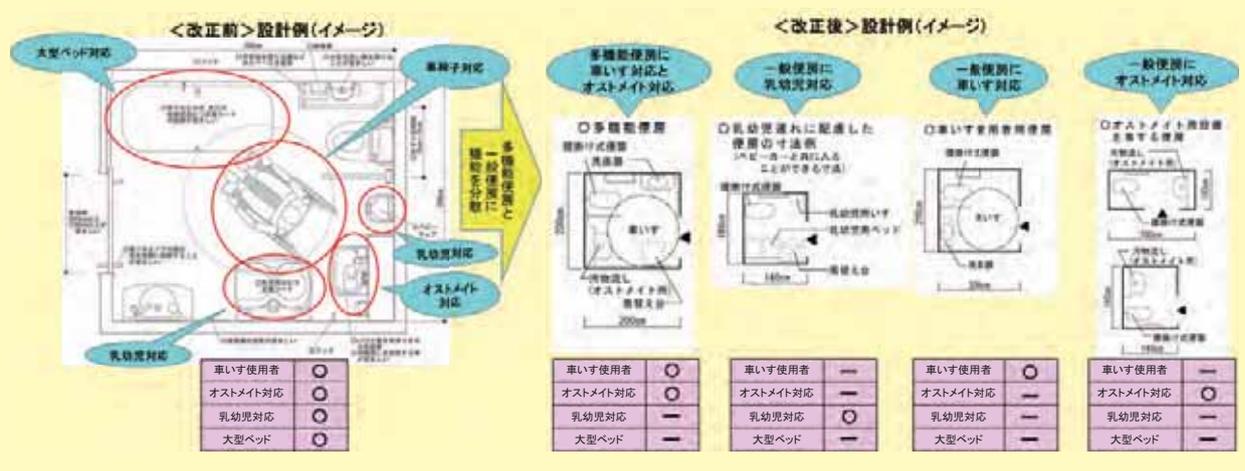


多機能トイレについて利用者の困りごと (2019年アンケート調査結果から)



※車椅子使用者のうち、72%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。

建築設計標準の改正(多機能トイレの機能分散)



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
補章
参考資料

5. 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

(1) 公共交通機関のバリアフリー化

ア 法令等に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

① バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関のバリアフリー化については、2000年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）に基づく取組が行われてきたが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）においても、公共交通事業者等に対して、鉄道駅等の旅客施設の新設、大改良及び車両等の新規導入に際し、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）への適合を義務付けている。また、既設の旅客施設・車両等についても「公共交通移動等円滑化基準」に適合させるよう努めなければならないこととしている。

② 旅客施設に関するガイドラインの整備

公共交通機関の旅客施設のバリアフリー整備内容等を示した「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」（旅客施設編）の改訂版を2019年10月及び2020年3月に公表し、整備のあり方を具体的に示すことで、利用者にとって望ましい旅客施設のバリアフリー化を推進している。

③ 車両等に関するガイドライン等の整備

公共交通機関の車両等のバリアフリー整備内容等を示した「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」（車両等編）の改訂版を2019年10月及び2020年3月に公表し、整備のあり方を具体的に示すことで、利用者にとってより望ましい車両等のバリアフリー化を推進している。

また、2007年8月、「旅客船バリアフリーガイドライン」を策定し、障害のある人等を始めとした多様な利用者の多彩なニーズに応え、全ての利用者がより円滑に旅客船を利用できるようなバリアフリー化の指針として、その望ましい整備内容等を示している。

イ 施設整備及び車両整備に対する支援

① 鉄道駅等旅客ターミナルにおけるエレベーター等の施設の整備に対する助成及び融資

都市鉄道整備事業及び地域公共交通確保維持改善事業などにおいて、鉄軌道駅等のバリアフリー化に要する経費の一部補助を実施している。

また、地方公営企業の交通事業のうち、地下鉄事業のバリアフリー化を含む建設改良事業に対する財政融資及び地方公共団体金融機構の融資制度が設けられている。

② 障害のある人にやさしい車両の整備についての助成及び融資

ノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシー、低床式路面電車（LRV）等の導入に対して、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業などにおいて経費の一部補助を行っている。

障害のある人のための車両整備に対する低利融資制度として、地方公営企業の交通事業のうち、バス事業及び路面電車事業のバリアフリー化を含む建設改良事業に対する財政融資及び地方公共団体金融機構の融資制度が設けられている。また、ノンステップバス、リフト付きバス及びユニバーサルデザインタクシーに係る自動車重量税及び自動車税環境性

能割の特例措置が講じられているほか、低床式路面電車（LRV）に対する固定資産税の特例措置が講じられている。

③ 共有建造における国内旅客船のバリアフリー化の推進

バリアフリーの高度化・多様化に資する船舶（車いす対応トイレ、エレベーター等障害のある人等の利便性及び安全性の向上に資する設備を有する船舶）を建造する場合に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造制度が活用されている。

なお、地方公営企業の交通事業のうち、船舶事業のバリアフリー化を含む建設改良事業に対する財政融資及び地方公共団体金融機構の融資制度が設けられている。

(2) 歩行空間等のバリアフリー化

ア 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくことの重要性が、近年、広く認識されるようになってきている。このため、幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差の解消、鉄道駅舎のエレベーターの設置やホームドア等の転落防止設備の導入、音響式信号機等の整備等による障害のある人の円滑な移動の確保、公園整備等による憩いと交流の場の確保等、福祉の観点も踏まえた総合的なまちづくりが各地で進められている。

国土交通省においては、「バリアフリー法」に基づき、公共交通機関、建築物、道路等の一体的・連続的なバリアフリー化を推進している。

このほか、福祉のまちづくりへの取組を支援するため、以下のような施策を実施している。

① 公共交通機関の旅客施設等を中心としたまちのバリアフリー化の推進

障害のある人が介助なしに外出し、公共交通機関を利用できるようにするためには、歩行者交通、自動車交通、公共交通が連携し、一連の円滑な交通手段を確保することが必要である。このため、駅等の交通結節点において道路・街路事業等により駅前広場やペデストリアンデッキ、自由通路等を整備するとともに、エレベーター、エスカレーター等の歩行支援施設の整備や沿道の建築物との直接接続を行っている。

さらに、障害のある人等に配慮した活動空間の形成を図り、障害のある人等が積極的に社会参加できるようにするために、快適かつ安全な移動を確保するための動く通路、エレベーター等の施設の整備や障害のある人等の利用に配慮した建築物の整備等を行う「バリアフリー環境整備促進事業」を実施している。

② 農山漁村における生活環境の整備

農林水産省においては、障害のある人に配慮した生活環境の整備を図るため、「農山漁村地域整備交付金」や「農山漁村振興交付金」等により農山漁村地域における広幅員歩道の整備や段差の解消等について支援している。

③ 普及啓発活動の推進

最近における地方公共団体の動きとしては、総合的なまちづくりを効果的に進めるために、福祉のまちづくりに関する条例の制定など制度面の整備が行われるとともに、事業面においても、ユニバーサルデザインによるまちづくり（全ての人にやさしいまちづくり）が行われている。

総務省では、地方公共団体が行う高齢者、障害のある人、児童等全ての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会の実現に向けた取組を支援するため、ハード・ソフト両面から必要な地方財政措置を講じている。ソフト事業として、ユニバーサルデザインによるまちづくりや特定非営利活動法人（NPO法人）等の活動の

活性化を推進する地方公共団体の取組に要する経費に対して、普通交付税措置を行うとともに、ハード事業として、ユニバーサルデザインによるまちづくり、地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設整備、共生社会を支える市民活動支援のための施設整備等に対して、地域活性化事業債等により財政措置を講じている。

また、国民一人一人が、高齢者や障害のある人の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」社会を実現するため、国土交通省では主に小・中学校生を対象としたバリアフリー教室を開催している。

バリアフリー教室

高齢者や障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、高齢者や障害のある人等が公共交通機関などの施設を円滑に利用できるようにすることが必要であるが、バリアフリー施設の整備といったハード面の対応だけでなく、国民一人ひとりが高齢者や障害のある人等の移動制約者を見かけた際に進んで手を差し伸べる環境づくりといったソフト面の対応も重要である。

このため、多くの国民が高齢者や障害のある人等に対する基礎的知識を学び、車いす利用体験や視覚障害者疑似体験・介助体験等を行うことを通じて、バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者や障害のある人等に対して自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」社会の実現を目指すことを目的として、全国各地で「バリアフリー教室」を開催している。

2018年度には、全国で287件の「バリアフリー教室」を開催し、約1万6千人の参加を得た。小中学生をはじめとした学生や、鉄道やバスといった公共交通関係事業に関わる現場職員等、様々な方にご参加いただいている。

体験終了後、参加した学生からは、「大変さや苦勞を知ることができた」、「とても勉強になった。声をかけることはとても勇気がいると思うが、学んだことを生かし、素直な気持ちで障害のある方のお手伝いができたらと思う」などの感想をいただくなど、本教室が高齢者・障害のある人等の移動制約者に対する理解とボランティアに関する意識啓発の一助となっている。



車椅子疑似体験



視覚障害者疑似体験